

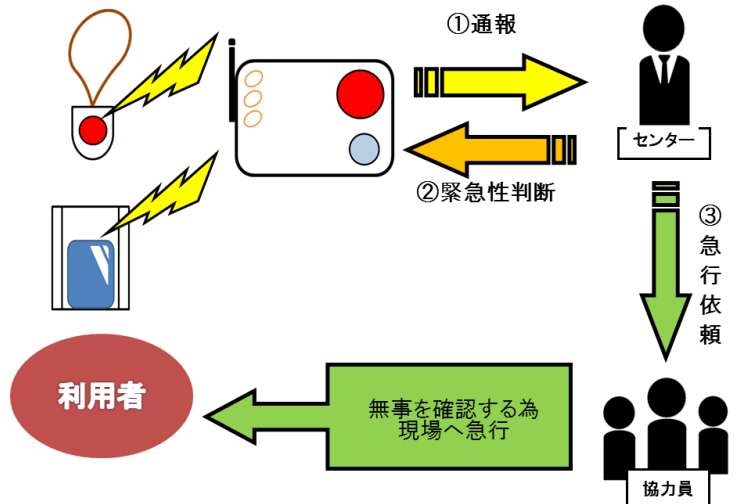
# 緊急通報システムについて

## I. サービス内容

高齢者の方の緊急時にセンサーやボタンで異常を知らせ、協力員が現場に駆けつけます。

【仕組み】高森町が採用している緊急通報サービスの仕組みは次のとおりです。

- ① 通報装置からセンターに緊急通報
- ② センターで緊急性を判断  
※誤報と判断がされれば、ここで終了
- ③ 「緊急性あり」と判断  
→隣近所や民生委員等の協力員に連絡  
→協力員が現地へ急行



## II. 対象者

日常生活に不安を抱える一人暮らし高齢者の方

## III. 緊急通報装置の種類

緊急通報サービスをご利用いただく方には、次の装置一式を設置させていただきます。

装置の種類	特徴
非常通報装置（本体）	固定式の通報装置。センターへ通報する一番大事な装置です。
非常通報装置（ペンダント）	小型の持ち運び可能な通報装置。家のどこにいても通報することができます。
安否確認センサー	利用者がよく通る場所に設置し、装置の前を利用者が24時間以上通らないと自動的に通報が入ります。

## IV. 料金

- ・ 利用料金は一律で月額 200 円です。
- ・ 設置費用は設置した月のみ必要になり、利用者の世帯区分によって異なります。

区分	設置費用
生活保護の方	負担なし
非課税世帯	5,500 円
課税世帯	11,000 円

# 緊急通報装置設置申請書

令和 年 月 日

高森町長 殿

次により、緊急通報装置を設置したいので申請します。

申請者/利用者 住 所 高森町

氏 名 印

生年月日 T・S 年 月 日

電話番号 ( ) ー

利用者の生活状況	.....	
指定連絡先 (親類)	第1連絡先	住 所 氏 名 印 (続柄 ) 電話番号 ( ) ー
	第2連絡先	住 所 氏 名 印 (続柄 ) 電話番号 ( ) ー
緊急通報先 (協力員)	第1通報先	住 所 氏 名 印 (続柄 ) 電話番号 ( ) ー
	第2通報先	住 所 氏 名 印 (続柄 ) 電話番号 ( ) ー
	第3通報先	住 所 氏 名 印 (続柄 ) 電話番号 ( ) ー

## 備考

- 1) 指定連絡先：緊急通報があった際にご報告させていただく方の連絡先をご記入ください。(最低1名)
- 2) 緊急連絡先：緊急時に現場に急行いただく方の連絡先をご記入ください。(最低2名)
- 3) 指定緊急先と緊急連絡先が同一人物でも構いません。

高森町長 様

## 誓 約 書

緊急通報装置が設置されるにあたり、下記事項について誓約します。

### 記

- 1 緊急通報装置の機器一式を適切な管理のもとに使用し、他の目的には使用しません。
- 2 機器を紛失し、又は私の責任に帰する事由により破損した場合は、その補填にかかる費用を負担します。
- 3 緊急事態発生時に敷地内(住居を含む)への立ち入りを認め、当該立ち入りに際し、やむを得ず住居等の一部に破損が生じても、異議の申し立てはしません。また、その修復については一切その責任を他者に問いません。
- 4 緊急通報・安否確認通報・保守情報通報に係る通信費用を負担します。
- 5 緊急通報装置を必要としなくなったときは、すみやかに機器一式を返還します。
- 6 利用料 月額200円を負担します。

申請者 住 所 高森町

氏 名

印